

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市計画課
委 託 業 務 名	第2次大津市景観計画案等作成支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	本業務は、第2次大津市景観計画を策定し、それに則して、大津市景観法施行条例（平成18年条例第8号）、大津市景観法等施行細則（平成18年規則第105号）、大津市景観計画ガイドライン及び大津市公共事業景観形成ガイドラインを改訂するため、講演会・市民ワークショップを実施するとともに、それらの結果を踏まえ、第2次大津市景観計画（案）及びそれぞれの改正案の作成を行うことを目的とする
契 約 期 間	令和5年 6月21日から 令和6年 3月29日まで
契 約 年 月 日	令和5年 6月21日
契 約 金 額	13,860,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地 〔名 称〕 株式会社地域計画建築研究所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により、参加者の公募を行い、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施した結果、上記の事業者が当該事業の遂行において最も適切であると認められたため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。